

## 愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

愛媛労働局一般公示第2号

愛媛地方最低賃金審議会は、愛媛県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月23日までに、愛媛地方最低賃金審議会（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 愛媛労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年7月2日

愛媛労働局長 丹羽 啓達